

岐阜県食品安全・安心推進本部設置要綱

(設置)

第1条 食品等の安全性の確保及び食品等に対する安心感の向上を積極的に推進するとともに、県内食品関連産業の健全な育成を図るため、岐阜県食品安全基本条例第19条に基づき、岐阜県食品安全・安心推進本部を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品等の安全性の確保等に関する緊急の事態への全庁的な対応に関すること
- (2) その他、推進本部の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は推進本部を総括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、次の事務を行う。
 - (1) 推進本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
 - (2) 推進本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) 食品等の安全性の確保及び食品等に対する安心感の向上に関する施策の相互調整、協力及び推進
 - (4) その他推進本部を円滑に運営するために必要な事務
- 3 幹事長及び幹事は、別表第2に定める者をもって充てる。

(部会)

第6条 推進本部に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会の庶務は、特定の課題を主として所管する課室が担当する。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(招集等)

第7条 推進本部員会議は本部長が、幹事会は幹事長が招集する。

- 2 本部長は、推進本部員会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 幹事長は、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- この要綱は、平成14年6月11日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成16年6月2日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年7月20日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月2日から施行する。
- 2 食品表示適正化推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年9月3日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書広報統括監兼デジタル政策統括監
清流の国推進部長
危機管理部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農政部長
林政部長
教育長

別表第2（第5条関係）

幹事長 健康福祉部生活衛生課長
幹 事 広報課長
清流の国推進部清流の国づくり政策課長
危機管理部危機管理政策課長
危機管理部防災課長
環境生活部廃棄物対策課長
環境生活部環境管理課長
環境生活部県民生活課長
健康福祉部健康福祉政策課長
健康福祉部保健医療課長
健康福祉部感染症対策推進課長
健康福祉部薬務水道課長
商工労働部産業イノベーション推進課長
商工労働部県産品流通支援課長
農政部農政課長
農政部農産物流通課長
農政部農産園芸課長
農政部畜産振興課長
農政部家畜防疫対策課長
農政部農村振興課長
農政部里川振興課長
林政部県産材流通課長
教育委員会事務局体育健康課長